

伊勢茶振興計画

～愛ある伊勢茶元気プラン～

令和3年12月

三 重 県

目 次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| はじめに | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | 1 |
| 第1章 振興計画の策定について | | |
| 1 振興計画策定の趣旨 | • • • • • • • • • • • • • | 2 |
| 2 振興計画の計画期間 | • • • • • • • • • • • • | 2 |
| 第2章 本県における茶産地・茶業の現状（これまでの成果と課題） | | |
| 1 本県茶産地・茶業の現状 | • • • • • • • • • • • • | 3 |
| (1) 茶生産の現状 | | |
| ①栽培面積・生産量・産出額 | | |
| ②担い手 | | |
| ③生産基盤 | | |
| (ア) 老朽化茶園の改植及び戦略的品種の導入 | | |
| (イ) 機械・施設の導入 | | |
| ④茶園の継承・集積や離農茶園への対応 | | |
| (2) 茶の流通・消費の現状 | | |
| ①流通状況 | | |
| ②消費動向 | | |
| ③販路拡大に向けた本県の取組 | | |
| (ア) 国内における販路拡大 | | |
| (イ) 海外に向けた販路拡大 | | |
| ④消費拡大に向けた取組 | | |
| (3) 安全安心な伊勢茶の確保における現状 | | |
| ①GAP の取組の現状 | | |
| (参考) 前指針の目標に対する進捗の状況 | | |
| 第3章 三重県茶業を取り巻く情勢の変化 | | |
| 1 社会情勢の変化 | • • • • • • • • • • • • • | 11 |
| (1) 社会のDXの進展 | | |
| (2) SDGs の実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展 | | |
| (3) テレワークなど、新しい生活様式の定着加速 | | |

| | |
|----------------------------|----|
| 2 茶の消費動向の変化 | 12 |
| (1)茶における消費者ニーズの多様化 | |
| (2)消費者の購入先の変化 | |
| (3)世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大 | |
| 3 気候変動による生産環境の変化 | 12 |
| (1)遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念 | |

第4章 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

| | |
|----------------|----|
| 1 前指針からの見直しの視点 | 13 |
| 2 めざすべき姿 | 14 |
| 3 基本的な取組方向 | 14 |

第5章 目標指標及び具体的な取組内容

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 目標指標 | 16 |
| 2 具体的な取組内容 | 17 |
| 取組方向 I - 1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大 | |
| ・・・ | 17 |

課題

具体的な取組内容

| | |
|------------------------------------|--|
| I - 1 - 1 持続可能な経営体の育成 | |
| (ア) 低コスト大規模経営 | |
| (イ) 自販等多角化経営 | |
| (ウ) 他品目を組み合わせた複合経営 | |
| I - 1 - 2 新規就農者や多様な担い手の確保・育成 | |
| (ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築 | |
| (イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり | |
| I - 1 - 3 生産効率の高い生産基盤づくり | |
| (ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進 | |
| (イ) 茶栽培・加工における機械・施設の導入 | |
| (ウ) スマート茶業技術等の研究開発・実証普及 | |
| (エ) 耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入促進 | |
| I - 1 - 4 多様なニーズに対応できる生産体制の整備 | |
| (ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備 | |
| (イ) 輸出先国の残留農薬基準や消費者ニーズに対応した生産体制の構築 | |
| (ウ) 国際水準 GAP の導入推進及び団体認証取得に係る DX | |

取組方向 I -2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化 ···· 24

課題

具体的な取組内容

I -2-1 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

(ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化

(イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大

I -2-2 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

(ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備

(イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

取組方向 II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進 ···· 26

課題

具体的な取組内容

II-1 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

II-2 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

(ア) 多様なニーズに対応した消費拡大

(イ) 茶の機能性を生かした需要の開発

II-3 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

II-4 県外における伊勢茶の認知度向上

II-5 食育活動の推進

II-6 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進 ······ 30

2 進捗管理の実施 ······ 33

はじめに

本県は、隣接する京都府とともに、古くから茶産地が形成されてきており、生産される茶は、静岡県、鹿児島県に次ぐ全国第3位の量を誇り、本県の主要な農産物となっています。

また、本県は、年平均気温が14～15℃、年降雨量も1,500mm以上と、ほぼ全域が茶の生産適地となっており、こうした中、北勢地域から中南勢地域における丘陵地や山麓にかけて、茶園が広がり、それぞれの地域で特徴ある茶が生産されています。

本県における茶の歴史は古く、10世紀初頭には茶の栽培が始まっています。

その後、江戸時代には、本県出身の商人により、上方や江戸で茶が販売され、また、明治期には、輸出や紅茶の生産が盛んに行われるようになりました。

この頃には、4,500haの生産面積を誇っていましたが、輸出減少や市況の低迷、食料への作付転換等により、昭和20年代まで生産減少が続きました。

高度経済成長期に入ると消費が拡大したこと、生産が伸び、昭和55年には4,000ha規模にまで回復しましたが、その後は、食生活の多様化や各種飲料の伸展等により、消費量は停滞から減少傾向に転じ、令和2年の栽培面積は2,710haとなっています。

一方で、茶産地としての知名度向上に向け、平成19年には、地域団体商標（地域ブランド）に「伊勢茶」が登録され、生産者や関係者が一丸となったブランド化の取組が進められています。

また、最近では、GAP認証取得など、安全安心の確保に向けた取組も拡大しており、茶は、本県農業を振興する上で、ますます重要な品目となっています。

茶業振興に向け、これまで国において、平成23年4月に「お茶の振興に関する法律」（平成23年法律第21号）が制定・施行されるとともに、平成24年4月には「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」（令和2年4月改定）が公表されました。

本県では、法律の施行に先立って、平成23年3月に「三重県茶業振興の指針」を策定（平成25年1月一部改定）し、茶業振興に取り組んできました。

しかしながら、指針の策定から10年が経過し、茶業を取り巻く環境は大きく変化しています。また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、茶の販売環境は、これまでにも増して、非常に厳しい状況となっています。

こうしたことを踏まえつつ、改めて、生産者をはじめ、本県の茶業に関わる全ての事業者や行政、JAなどが一致団結して、本県茶業の振興、茶産地の維持発展を図るため、今般、新たに「伊勢茶振興計画」を策定しました。

第1章 振興計画の策定について

1 振興計画策定の趣旨

これまで、本県の茶業を将来にわたり持続的に発展させていくため、平成23年3月に策定（平成25年1月一部改定）した、「三重県茶業振興の指針」（以下「指針」という。）に基づき、さまざまな取組を推進してきました。

指針策定から10年が経過し、この間、国における「お茶の振興に関する法律」の制定やこの法律に基づく「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の策定及び見直しをはじめ、茶業を取り巻く情勢は大きく変化し、新たな課題も明らかになってきたことから、指針を見直し、新たに伊勢茶振興計画を策定することとしました。

2 振興計画の計画期間

国により策定される「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」がおむね10年で見直されていることなどを踏まえ、本計画についても、中長期的な視点に立って取組を進めるため、計画期間を令和4～13年度の10年間とします。

また、計画は、基本的にはおおむね5年ごとに見直しますが、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、適宜見直すこととします。

第2章 本県における茶産地・茶業の現状（これまでの成果と課題）

1 本県茶産地・茶業の現状

(1) 茶生産の現状

① 栽培面積・生産量・産出額

本県は、茶栽培面積、荒茶生産量、生葉・荒茶産出額でいずれも、静岡県、鹿児島県に次ぐ全国3位の茶の生産県となっています。

茶栽培面積は昭和56年には4,140ha規模にまで拡大しましたが、ライフスタイルの多様化や各種飲料の伸展による消費量の減少、生産者の高齢化や担い手の不足により平成22年以降、毎年10ha～100haの範囲で減少を続けています。

荒茶生産量は、昭和50年代に7,000tを超え、ペットボトルなど茶飲料向け需要の拡大等により平成24年には7,740tとなりましたが、それ以降、栽培面積の減少に合わせて漸減傾向となっています。こうした中、令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等で市況が暴落したことから、特に二番茶を刈り捨てる茶農家もあり、過去最低の生産量となりました。

茶の産出額は、県全体の農業産出額1,106億円のうち6%（令和元年度66億円）を占め、米、鶏卵、肉用牛、豚、生乳に次ぐ第6位で、茶は三重県の重要な農産物となっています。

茶種は、県内全域で生産される「普通煎茶」、北勢地域を中心の「かぶせ茶」、南勢地域で多い「深蒸し煎茶」となっており、それぞれ、地理的な特長を生かし、生産が行われています。なかでも「かぶせ茶」を含む「おおい茶」は全国1位の生産量（令和2年度1,720t）を誇っており、最近の全国的な需要の増大にも対応し、さらに生産が拡大しています。

【栽培面積】

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 面積 (ha) | 3,210 | 3,180 | 3,170 | 3,150 | 3,110 | 3,040 | 3,000 | 2,950 | 2,880 | 2,780 | 2,710 |

農林水産省「農林水産統計」

【荒茶生産量】

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生産量 (t) | 7,100 | 7,350 | 7,740 | 7,130 | 6,770 | 6,830 | 6,370 | 6,130 | 6,240 | 5,910 | 5,080 |

農林水産省「農林水産統計」

【生葉・荒茶産出額】

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 産出額 (億円) | 78 | 97 | 101 | 87 | 89 | 87 | 88 | 90 | 84 | 66 |

農林水産省「農林水産統計」

② 担い手

本県における茶栽培経営体数は、令和 2 年に 601 経営体となり、平成 22 年の 4割程度となっています。

製茶工場数も、令和 2 年に 219 軒となり、平成 22 年のおよそ半分にまで減少しています。茶工場の規模別でみると 100t 以上を処理する工場数がほぼ維持されている一方で、100t 未満が大きく減少しています。

一方、茶農家 1 戸あたりの経営面積は、令和 2 年には 4.5ha となり、平成 22 年の 2 倍以上となっており、担い手農家への茶園集積が進んでいます。また、製茶工場 1 軒あたりの茶葉取扱い面積も、令和 2 年には 12.37ha となり、平成 22 年のおよそ 1.6 倍と拡大しています。

【茶栽培経営体数】

| 年度 | H22 | H27 | R2 |
|---------------|-------|-----|-----|
| 茶栽培経営体数 (経営体) | 1,480 | 967 | 601 |

農林業センサス

【製茶工場数】

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 工場数 (軒) | 411 | 400 | 398 | 362 | 320 | 313 | 288 | 263 | 245 | 231 | 219 |
| 年間 生葉 処理 量 | 100t 以上 | 74 | 73 | 73 | 73 | 81 | 81 | 79 | 78 | 77 | 75 |
| | 100t 未満 | 337 | 327 | 325 | 291 | 239 | 232 | 209 | 184 | 168 | 156 |

県調査

③ 生産基盤

(ア) 老朽化茶園の改植及び戦略的品種の導入

本県では、昭和 35 年以降、在来品種から優良品種である「やぶきた」への改植が進み、令和元年度現在、「やぶきた」が 86% を占める状況です。

しかし、樹齢 30 年を超える老朽化した茶園が多く見られるようになってきたことから、「伊勢茶リフレッシュ運動」(平成 17 年～) や国の「茶改植等支援事業」(平成 23 年～) の活用により、改植を促進してきましたが、経営の悪化等もあり、改植は計画どおりには進んでいない状況です。

一方、「きらり 31」、「せいめい」、「さえあかり」など、農家それぞれで経営戦略に合わせた優良品種の導入を進める動きがあります。

【樹齢別茶栽培面積 (H27 年度)】

| 樹齢 | ～10 年 | 11～20 年 | 21 年～30 年 | 30 年以上 | 計 |
|-----------|-------|---------|-----------|--------|-------|
| 栽培面積 (ha) | 336 | 410 | 527 | 1,767 | 3,040 |
| 割合 (%) | 11.1 | 13.5 | 17.3 | 58.1 | |

県調査

【新植・改植、台切の実施面積】

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|---------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|-------|-------|
| 新植 (ha) | 2.0 | 0.8 | 1.2 | 2.4 | 3.5 | 1.6 | 1.5 | 5.36 | 5.00 | 6.66 | 30.0 |
| 改植 (ha) | 10.1 | 24.9 | 16.3 | 11.6 | 12.7 | 8.3 | 5.0 | 9.76 | 8.46 | 10.76 | 117.9 |
| 台切 (ha) | 2.7 | 2.2 | 3.9 | 3.1 | 5.4 | 1.1 | 0.1 | 1.60 | 1.87 | 1.93 | 23.9 |
| 計 (ha) | 14.8 | 27.9 | 21.3 | 17.1 | 21.6 | 11.0 | 6.6 | 16.7 | 15.3 | 19.4 | 171.8 |

三重県茶業会議所調査

【新品種栽培面積の推移】

| 年度 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 栽培延べ面積 (ha) | きらり 31 | 1.12 | 2.43 | 3.39 | 4.78 | 7.67 | 10.51 | 12.70 |
| | さえあかり | 1.14 | 1.14 | 1.14 | 1.53 | 1.53 | 2.86 | 2.86 |
| | せいめい | 0.22 | 0.44 | 0.44 | 0.44 | 0.44 | 1.23 | 3.21 |
| 合計 | | 2.49 | 4.02 | 4.97 | 6.75 | 9.63 | 14.61 | 18.77 |

県調査

(イ) 機械・施設の導入

茶生産の合理化、低コスト化に向けて、昭和 40 年以降、動力摘採機や揉捻機などが普及し、多くの作業で機械化が進みました。昭和 60 年頃には製茶工場の共同化、製茶機械の大型化が進み、平成に入り、大規模な晚霜害が発生したことから、防霜ファンの導入も拡大しました。

乗用管理機については、本県産地の地理的条件として、他府県に比べ、

平坦地や緩やかな傾斜地に茶園が多いことから、機械の改良にあわせて平成7年以降に導入が進みました。近年では、共同で生産・加工・販売を一貫して行うため、芽売り農家を含め、機械施設を共同で整備し、利用する事例が出はじめています。

一方、荒茶価格の低迷が茶工場経営を圧迫しており、製茶機械の更新などの設備投資ができない状況が生じています。

また、茶工場の集約化に伴い、茶工場間における荒茶の品質や特長の差が小さくなっています。

④ 茶園の継承・集積や離農茶園への対応

経営主の高齢化や後継者不足、茶価低迷等により、茶経営の規模縮小や撤退に伴い、大規模な茶経営体への茶園の集積が進んでいます。

一方で、乗用管理機等の利用ができない傾斜地や狭小な茶園など作業の効率化・省力化を図ることが困難な茶園を中心に、耕作放棄される茶園が増えつつあります。

(2) 茶の流通・消費の現状

① 流通状況

三重県で生産されたお茶は、主に県内市場に出荷され、その後県内茶商を中心に取引が行われています。

平成27年には、県内の2市場の合併により三重茶農業協同組合が設立され、市場機能の強化が図られました。

令和元年における荒茶生産量は5,910tで、全国シェアは7.7%である一方、県内での仕上げ茶^{*}出荷量は2,715tで全国シェアは2.4%となっており、本県産の茶の多くは、他府県の銘柄茶のブレンド原料として出荷・販売されています。

仕上げ茶出荷量：全国 111,966t

内訳：静岡県 68,764t (61.8%)、京都府 11,803t (10.5%)

愛知県 5,344t (4.8%)、鹿児島県 3,972t (3.9%)

一方、市場価格の急激な変動に影響されない販売方法として、大手ドリンクメーカーに対し、販売契約に基づいて、市場を経由せず直接販売する生産者が出ています。

また、インターネットを含む通信販売によって食品を購入する消費者が増えていることから、茶を消費者に直接販売する生産者も増加してきています。

※荒茶と仕上げ茶：荒茶とは、茶園から摘採した茶葉を「蒸す・揉む・乾燥する」工程で一次加工した茶を言います。この荒茶から、木茎、粉などを取り除き、茶葉の大きさを揃えて火入れ（乾燥）する二次加工をした茶を仕上げ茶と呼びます。通常市販されているお茶のことです。

② 消費動向

ここ10年間の国内における一世帯あたりの緑茶（リーフ）の購入数量・支出金額は、多種多様な飲み物が提供され、消費者の選択の幅が広がっていることなどから、右肩下がりで推移しています。

一方で、一世帯あたりの茶飲料（ペットボトル等）の支出金額は、平成19年頃を境に茶飲料（ペットボトル等）が緑茶（リーフ）を上回り、一貫して増加を続けてきましたが、近年は頭打ち傾向にあります。

また、総務省の家計調査によると、平成30年～令和2年の3年間における三重県（津市）の一世帯あたりの平均緑茶購入数量は1,137gと全国第4位であるものの、第1位の静岡県（静岡市）の半分程度となっています。

【一世帯あたりの緑茶購入量及び支出金額（平成30年～令和2年の平均）】

| | 静岡市 | 鹿児島市 | 津市 | 京都市 | 福岡市 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 購入量（g） | 2,198 | 1,041 | 1,137 | 1,001 | 891 |
| 全国順位（位） | 1 | 9 | 4 | 11 | 18 |
| 支出金額（円） | 9,671 | 5,815 | 3,933 | 3,512 | 4,113 |
| 全国順位（位） | 1 | 4 | 18 | 29 | 16 |

総務省統計家計調査

③ 販路拡大に向けた本県の取組

（ア）国内における販路拡大

リーフの需要が減少する一方で、実需者からは、ドリンク向けの原料茶の安定供給や菓子・麺などに活用する食品加工用の抹茶の生産拡大が求められてきています。このため、生産者において、水色の良いかぶせ茶の生産安定が図られたほか、本県で生産が始まった「もが茶※」の生産拡大に取り組んできました。

また、近年、6次産業化として、直接販売に力を入れる生産者も増えてきており、一部の生産者では、県内のみならず県外にも販売店舗を構え、積極的に販路の拡大に取り組まれています。さらに、新たな商品の開発や販路の開拓、緑茶カフェの開業など新たな付加価値の創出に取り組む生産者も増えつつあります。

※もが茶：食品加工用碾茶のこと。生葉を蒸したのち、揉まずに平のまま乾燥して軸や葉脈を取り除いたもので、粉末にしてスイーツや食品の原料、抹茶の代用品として使われています。

(イ) 海外に向けた販路拡大

日本の茶の輸出量は、平成 22 年の 2,232t から令和 2 年には 5,274t となり、10 年間で 2 倍以上に拡大しています。

こうした中、政府が令和 2 年 11 月に策定・公表した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、茶を輸出重点品目の一つとして位置づけ、輸出額を 2019 年の 146 億円から 2025 年に 312 億円に拡大する目標が掲げられています。

一方、本県では、流通事業者から、特に米国、台湾向けに輸出する茶の栽培にあたって、それぞれの国の残留農薬基準に対応する農薬の使用が勧められており、既に北勢地域では、市場出荷された茶の半分程度が、輸出向けの防除体系により栽培が行われています。こうして生産された茶の一部は、原料茶として他県産にブレンドされて輸出されていると見込まれます。

産地では、流通事業者が勧める農薬の散布など輸出向けの防除体系に従うことにより、病害虫への薬剤耐性を避けるため、これまで地域で実施してきたローテーション防除の継続が困難になるなど新たな課題が生じています。

これまで、伊勢茶銘柄としての茶の輸出は、一部の生産者が有機栽培茶を中心に輸出事業者に出荷してきました。

平成 30 年 1 月からは、産地からの直接輸出の拡大を目的に、新たに「伊勢茶輸出プロジェクト」をスタートさせています。具体的には、三重県と株式会社エイチ・アイ・エスが締結した「食の海外展開に係る戦略的連携協定」に基づき、新たな輸出ルートづくりに取り組んでいます。その結果、アゼルバイジャン共和国の食品企業への原料供給が実現し、現地でティーバッグや抹茶チョコレートに加工され、同国内で販売されるとともに、さらに第三国に試験輸出されました。

④ 消費拡大に向けた取組

三重県産の茶の認知度向上と消費拡大を図るため、平成 19 年には、三重県茶業会議所など 3 者が申請した「伊勢茶」（三重県産 100% の緑茶）が、地域団体商標として登録されました。

また、県では、三重県を代表する品質の高い県産品と事業者を県内外で発信する「三重ブランド」（平成 13 年度～）に、伊勢茶とその振興に携わ

る7事業者を認定しています。

さらに、(一財)食品産業センターの制度である「本場の本物」には、三重茶農業協同組合の「伊勢本かぶせ茶」が認定されています。

加えて、平成28年度には、首都圏において、伊勢茶カフェを展開するとともに、第42回主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）において、首脳の夕食会や国際メディアセンターなどで伊勢茶や伊勢茶を使った食品が提供されました。

平成29年度に開催されたお伊勢さん菓子博でも、県内高校生が考案した伊勢茶スイーツが紹介・発信されるとともに、多くの伊勢茶関係の土産物が販売されました。

現在では、伊勢茶推進協議会等が伊勢茶PRを目的とした看板の整備・維持、中京圏、首都圏での伊勢茶PR、高校生や消費者を対象とした淹れ方教室の実施などを行っています。

一方、各産地においては、生産者や生産者団体が消費拡大イベントを実施するとともに、小中学校等の教育機関と連携して淹れ方教室などを開催しています。また、直売所やカフェを運営する個別の生産者も、消費者に伊勢茶の魅力や楽しみ方を直接伝えるなど積極的な情報発信を行い、消費拡大に努めているところです。

こうした中、令和2年度には、コロナ禍の中、茶の消費拡大を図るため、国の補助事業（茶販売促進緊急対策事業）を活用し、地域のイベントや首都圏・関西圏の量販店、観光地のホテル等において、伊勢茶の高級ティーバッグ試供品を配布し、新しい茶の飲み方として、ティーバッグの活用啓発を行いました。その結果、伊勢茶の品質の高さやティーバッグの便利さが評価された一方で、伊勢茶の認知度向上や伊勢茶銘柄商品の販売拡大が必要なことが判明しました。

また、令和3年度には、県内の伊勢茶消費の拡大をめざし、プラスチックごみ削減の観点も踏まえ、マイボトルを活用して伊勢茶を楽しむスタイルを提案する「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を開始しました。キャンペーンでは、「伊勢茶応援企業」として賛同いただいた県内企業に対し、伊勢茶ティーバッグを配付し、働くシーンにおける伊勢茶の飲用機会の創出・拡大に取り組んでいます。さらに、こうした取組が実際の消費につながるよう、小売店においても、店頭でのキャンペーンポスターやPOPの掲出、パンフレットの配布により、キャンペーンの周知と伊勢茶商品のPRを推進しています。

(3) 安全安心な伊勢茶の確保における現状

① GAPの取組の現状

消費者の食の安全安心に対するニーズに対応するため、本県では、三重県茶業会議所を核として、平成11年に「環境にやさしい安全安心な伊勢茶づくり運動」を提唱するとともに、平成15年には全国に先駆けて生産履歴の記帳を推進するなど、着実な取組を進めてきました。

また、平成20年からは生産地における「伊勢茶GAP」の推進や製茶工場での衛生管理の強化に取り組むとともに、平成27年度には、県が中心となって、三重茶農業協同組合を核としたICTの活用による伊勢茶トレーサビリティシステムの導入を推進し、作業記録の記帳や茶商への情報提供などが迅速に行える体制整備を図りました。

この頃より、実需者（ドリンクメーカー）から、JGAP等第三者認証の取得を求められるようになり、大規模経営体を中心に認証取得が進みました。令和2年度末の時点で、JGAPやAS-IAGAP等の国際水準GAPの認証が51経営体186農場で取得されており、このうち、13経営体が団体認証となっています。

団体認証については、農業者の負担軽減や審査経費の節減につながるとともに、内部統制を効果的に機能させることで、栽培履歴やロットの管理が効率的に行える利点があります。一方で、参画する農業者の拡大に伴い、団体事務局において、事務負担が増加することから、団体認証の取得や団体の集約化が進んでいない状況となっています。

有機JAS認証については、15件が取得しているほか、みえの安心食材表示制度についても、26件が登録されています。

（参考）前指針の目標に対する進捗の状況

| | 三重県茶業振興の指針 (H23) | | 実績 | | 参考 | |
|----------|---------------------|--------------|--------------|-------|---------------|--------|
| | 平成20年 | 令和2年 (目標) | 令和2年度 | R2/目標 | 令和元年度 | R1/目標 |
| 茶園面積 | 3,260ha | 3,020ha | 2,710ha | 89.7% | 2,780ha | 92.1% |
| 荒茶生産量 | 7,490t | 7,000t | 5,080t | 72.6% | 5,910t | 84.4% |
| 生葉荒茶粗生産額 | 82億円 | 70億円 | 66億円 (R1) | 94.3% | 84億円 (H30) | 120.1% |
| 製茶工場数 | 440軒 | 360軒 | 219軒 | 60.8% | 231 | 64.2% |
| 煎茶生産量 | 3,730t | 3,200t | 1,099t | 34.3% | 1,246 | 38.9% |
| おおい茶生産量 | 1,660t | 1,800t | 1,720t | 95.6% | 2,648 | 147.1% |

第3章 三重県茶業を取り巻く情勢の変化

1 社会情勢の変化

(1) 社会のDXの進展

様々な分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展が予想される中、農業においては、特に、スマート農業技術などが、労働力不足や生産性向上に対応する手段の一つとして期待されています。

茶においては、茶摘採機の自動運転やドローンによる病害虫発生状況のセンシング、フィールドカメラによる茶園の生育管理等の研究が進められているほか、スマートフォンやタブレットを活用した作業管理ツールは一部実用段階に入ってきており、こうした技術の現場への実装を関連事業者などと連携し、強力に進める必要があります。

(2) SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展

2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた取組が、国内で広がってきています。

また、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題として取り上げられるなか、農業においても、各種資材にプラスチックが使用されていることから、プラスチックの使用や処分に対しても適切に対応することが必要です。

さらに、令和3年5月には、国において、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」が策定されました。戦略では、2050年までに、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減のほか、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することなどがめざす姿として設定されているところです。

(3) テレワークなど、新しい生活様式の定着加速

新型コロナウィルス感染症の拡大により、外出自粛への対応としてスタートしたテレワーク等が新しい生活様式として定着しつつあり、自宅での「巣ごもり需要」が増えています。こうした中、茶では、家庭用リーフ（ティーバッグ）が、令和2年度には、消費量、支出額ともに増加しており、今後一定の消費を占めることが予想されます。

2 茶の消費動向の変化

(1) 茶における消費者ニーズの多様化

近年の緑茶の消費動向は、多種多様な飲み物、飲み方が提供され、消費者の選択の幅が広がっている中、急須離れが進んでいることから、リーフ茶は減少傾向で推移しています。また、拡大傾向にあったペットボトルなどの緑茶ドリンクについても近年は横ばいの状況となっています。

一方、ティーバッグや粉末茶など簡便に飲用できるお茶の需要が伸びる傾向にあるとともに、健康志向が高まる中、機能性成分を謳った商品にも注目が集まっています。

(2) 消費者の購入先の変化

総務省の家計調査における 1 世帯あたりのリーフ茶購入先別の比率では、昭和 44 年には専門店が 70% 近くを占めていましたが、平成 26 年にはスーパー等が 35%、専門店が 26% と変化しています。

また、農林水産省が令和 2 年度に実施した「緑茶の飲用に関する意識・意向調査結果」によると、リーフ茶の購入先は、スーパーが 48.7% と拡大し、専門店は 15.7% と減少している一方で、インターネットを含む通信販売での購入が 15.1% を占めるなど消費・流通構造が変化しています。

(3) 世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭での巣ごもり需要が世界的に増加している傾向から、令和 2 年の緑茶の日本からの輸出額は過去最高額（162 億円）となっています。特に、米国向けや EU 向けの輸出額は最近 5 年間でいずれも最高で、増加傾向で推移しています。

形状別の緑茶の輸出実績では、米国向けには抹茶を含む「粉末状の緑茶」、EU や台湾向けにはリーフ茶である「その他の緑茶」の輸出が多くなっているなど、国により傾向が異なります。

また、有機栽培茶の輸出数量は増加傾向で、特に EU 向けでは大きな割合を占めています。

3 気候変動による生産環境の変化

(1) 遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念

近年の気候変動による茶の生産に対する影響としては、二番茶後の少雨（干ばつ）による三番茶芽の生育不良、暖冬による秋整枝後の再萌芽、遅霜による凍霜害の発生などがあります。こうした影響に対して、適切な栽培技術の普及が必要となっています。

第4章 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

1 前指針からの見直しの視点

○生産面

前指針では、1 経営体あたりの生産規模の拡大は進んだものの、茶経営体では、リーフ茶の需要減少に伴う茶価の低迷など将来の経営に対する不安感から、老朽化茶園の新改植や戦略的品種の導入、栽培管理機や工場機械等の設備投資が進まず、県内では、生産者数や茶工場の減少が続くなど、生産面の課題が浮き彫りとなりました。

このため、低コスト化や特長ある茶の生産・製造・販売による高付加価値化、茶以外の品目導入による経営の複合化など、経営体のタイプ別に、それぞれの課題に対応した生産対策を進めることが必要となっています。

また、国内外の実需者は、多様化する消費者のニーズを踏まえ、仕入れや販売に努めており、こうした実需者の需要に的確に対応できるよう、お茶の生産体制の整備を促進する必要があります。

さらに、遅霜や干ばつなどの気象災害が茶生産における重大なリスクの一つになっており、収量の減少や品質低下に影響していることから、基本的な栽培技術の励行に加え、収入保険等への加入などによるリスクへの対応が必要となっています。

○担い手面

前指針では、茶園の集積などを進めたところ、1 経営体あたりの生産規模が拡大しました。

しかしながら、茶価の低迷が継続し、生産者の減少や高齢化等が進む中、新規就農者や既存経営体の後継者を確保し経営を継承していくことが大きな課題となっています。このため、既存経営体の収益性向上による経営体质の強化を図るとともに、家族経営から、共同化・法人化等により従業員を確保しやすい経営体形態への転換を図る必要があります。また、新規就農者が定着するよう、経営体における労働環境や人材育成制度の整備を進める必要があります。

○流通面

前指針では、市場の合理化として、茶専門農協の合併や市場施設の整備などに取り組んできました。

近年全国的に茶情勢が厳しい中、価格形成は他県の相場によって大きく左右されるようになってきています。

このため、市場の活性化を図るために、市場運営の合理化に向けた取引方法の検討や販売強化に向けた取組が必要です。

一方で、今後拡大が予想される海外販路の確保に向け、輸出を拡大していくための販売流通体制を整備することが必要です。

○消費面

前指針では、伊勢茶のブランド化を推進してきました。

しかしながら、未だ、伊勢茶の認知度は十分でなく、県内での伊勢茶消費も依然少ないことから、関係機関や他業種とも連携し、あらゆる機会を通じて伊勢茶の魅力を発信し、消費拡大を図る必要があります。

また、お茶の購入先の変化として、茶専門店から量販店へのシフトやインターネット通販の拡大などが顕著となっていることから、消費者の購買傾向を把握し、より効果的な流通・販売体制を構築する必要があります。

2 めざすべき姿

持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の姿の実現をめざします。

- (1) 意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、安定した収益を確保するとともに、実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大している姿。
- (2) 県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大している姿。

3 基本的な取組方向

めざすべき姿の実現に向けた取組方向として、経営体の「所得向上」と伊勢茶の「消費拡大」の両輪で取組を進めます。

- (1) 経営体の育成と販路拡大に加え、消費拡大を通じて将来高まる県内需要の獲得により、経営体の「所得向上」につなげます。
- (2) まずは、県内での日本茶の「消費拡大」に取り組み、開拓した日本茶需要を伊勢茶の需要に転換していきます。

【取組方向 I - 1】伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

多様な担い手の確保・育成、生産効率の高い基盤づくり、生産体制の整備を図ります。

●具体的な取組方向

- ① 持続可能な経営体の育成
- ② 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
- ③ 生産効率の高い生産基盤づくり
- ④ 多様なニーズに対応できる生産体制の整備

【取組方向 I - 2】伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

伊勢茶の取引拡大を図るため、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、輸出における販売流通体制の整備を推進します。

●具体的な取組方向

- ① 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大
- ② 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

【取組方向 II】県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

関係機関と連携し、伊勢茶のPRや食育活動の推進、歴史・文化を通じた茶の魅力発信等を実施し、伊勢茶の消費拡大を図ります。

●具体的な取組方向

- ① 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大
- ② 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案
- ③ 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進
- ④ 県外における伊勢茶の認知度向上
- ⑤ 食育活動の推進
- ⑥ 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

第5章 目標指標及び具体的な取組内容

1 目標指標

茶の産地振興を図り、令和13年の目標指標を下表のとおり定めます。

| 指標 | 現状 | 目標 (R13) |
|--|-------------|----------|
| ◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合 | 35.8% (R2) | 60.0% |
| ○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数 | 3集落 (R3) | 53集落 |
| ◎直近3か年の1世帯あたりの茶の平均購入量（3か年については暦年により計算） | 1,137g (R2) | 1,610g |
| ○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数 | 422箇所 (R3) | 700箇所 |

2 具体的な取組内容

取組方向 I - 1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

めざす方向

多様な担い手の確保・育成、生産効率の高い基盤づくり、生産体制の整備を図ります。

- ① 持続可能な経営体の育成
- ② 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
 - (ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築
 - (イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり
- ③ 生産効率の高い生産基盤づくり
 - (ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進
 - (イ) 茶栽培・加工における機械・施設の導入
 - (ウ) スマート茶業技術等の研究開発・実証普及
 - (エ) 耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入促進
- ④ 多様なニーズに対応できる生産体制の整備
 - (ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備
 - (イ) 輸出先国の残留農薬基準や消費者ニーズに対応した生産体制の構築
 - (ウ) 国際水準GAPの導入推進及び団体認証取得に係るDX

課題

- ・ 茶生産者の高齢化や担い手不足、茶価の低迷がさらに顕著となり、茶経営の継続が厳しくなってきていることから、経営体の生産性向上や体质強化を図る必要があります。
- ・ 次世代の経営者不足に直面していることから、人員の確保とともに、若手経営者や後継者等を、栽培面や経営面で高い管理能力を有する経営者候補として育成する必要があります。
- ・ 茶の繁忙期と重ならない品目の導入等、経営の複合化などにより、茶業経営の安定化を図ることが必要です。
- ・ 品種に応じた収量や品質の茶を確保していくため、老朽化茶園の改植を図るとともに、優良品種の導入が必要です。
- ・ 遅霜や干ばつなどの気象災害に備えるため、栽培管理の徹底や防霜施設等の整備に取り組む必要があります。
- ・ 茶工場については、施設整備から年数が経過しているところが多く、製

茶機械の更新が必要な状況です。

- ・中山間地域を中心に、高齢化等により、離農する生産者の増加が懸念されることから、地域ごとに優良な茶園を担い手に集約化するとともに、それ以外の茶園を耕作放棄地とならないよう、適正に管理する仕組みを検討する必要があります。
- ・消費者の嗜好が多様化する中、それらのニーズに合った茶の生産体制の構築が必要です。
- ・輸出事業者からの取引の要望が多い有機栽培茶については、現時点では、事業者から求められる価格での生産が難しいことから、コスト低減や省力化を図ることが必要です。
- ・一部の実需者は海外への販売等も見据え、生産者に対して、国際水準GAP認証や有機JAS認証等の取得を求める状況となっています。
- ・生産者のグループによるGAPの団体認証にあたっては、取得や更新の際の審査費用や団体事務局の事務負担が課題となっています。

具体的な取組内容

取組方向 I - 1 - 1 持続可能な経営体の育成

高齢化や担い手不足、茶工場機械の更新、茶価の低迷など、茶業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。このような状況下で、茶業経営を存続していくためには、各経営体の経営課題に対応して、経営体质強化を図る必要があります。

そのため、製茶工場の有無や経営面積、販売体制などそれぞれのタイプに応じた経営発展の方向に沿い、収益向上が図れるよう、関係者が一体となって経営体の支援に取り組みます。

(ア) 低コスト大規模経営

- 「人・農地プラン」や農地中間管理事業を活用した茶園の集積・集約化を通じ低コスト化や栽培管理の効率化を促進します。
- 集積・集約化に併せ、収量や品質などの向上を図るため、優良な新品種の導入とともに、茶の改植や新植を促進します。
- 品質の高位平準化を図るため、芽売り農家との連携強化を促進し、共通の肥培管理を進めるとともに、摘採時期が集中し工場での生葉品質の低下や刈止め等が起こらないよう、計画的な摘採を促進します。
- 多くの圃場を効率よく管理するため、生産者による、栽培管理システムの導入とともに、栽培や経営へのデータ活用を促進します。

(イ) 自販等多角化経営

- 自販等多角化経営において、高付加価値化による収益向上をはかるため、味や香りに特長のある品種を導入し、その特長を活かした、リーフ商品（シングルオリジン・他品種飲み比べ）やティーバッグなど簡便に飲用できる商品、加工品など多様な消費者ニーズに対応した商品の開発を促進します。
- 6次産業化（総合化事業計画の認定等）に向けた支援を行うとともに、新商品の開発やサービスの提供に向け、食品製造事業者や飲食事業者等他業種との連携を促進します。また、茶産地の景観を生かしながら、茶摘みや喫茶体験を通じて茶生産者と交流する「お茶ツーリズム」の実施を促進します。

(ウ) 他品目を組み合わせた複合経営

- 大規模経営における従業員等の労働力の有効活用や、茶以外の品目導入による収益確保を目的に、野菜など他品目との組み合わせによる複合経営を促進します。
- 茶の農繁期と重ならない新品目の導入を地域全体で促進して産地化を図るとともに、JA等と連携し、野菜などの新品目における共同出荷体制の構築を促進します。

取組方向 I - 1 - 2 新規就農者や多様な担い手の確保・育成

経営体における後継者へのスムーズな経営継承に向けて、経営体の共同化や法人化を促進するとともに、若手経営者や後継者、現経営者の補佐役となる従業員などに対する労働環境整備や人材育成体制の構築を促進します。

(ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築

- 親元就農や法人等に就職する人材の確保に向け、経営者等に対して人づくりの意識啓発をするなど、労働環境や人材育成体制の充実に取り組みます。
- 就業フェア、インターンシップ等の活用を通じて、新たな担い手の確保につなげるとともに、国の各種補助事業の活用や研修技術支援により新規就農者の定着を支援します。
- 円滑な、従業員の雇用や経営継承に向け、家族経営の経営体に対する共同化や法人経営への転換を進めます。

- 公益財団法人農林水産支援センターに設置した農業経営相談所を通じて、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を経営体に派遣し、個々の経営体が抱える課題の解決に取り組みます。
- 「みえ農業版MBA養成塾」などを通じて、茶を生産・販売する農業法人の起業家やビジネスマネージャーなど、将来のビジネスプランを描くことのできる経営センスを持った人材の育成に取り組みます。

(イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり

- 農繁期における労働力不足に対応するため、経営体が、多様な働き手（若者や女性、障がい者、他産業における兼業・副業従事者など）を活用できる仕組みづくりに取り組みます。

取組方向 I-1-3 生産効率の高い生産基盤づくり

生産効率の高い生産基盤づくりに向け、茶園の集約・集積化、茶園の基盤整備や改良、優良品種の導入による品種分散等を図るとともに、スマート茶業技術を実装していくため、研究開発や実証・普及に取り組みます。特に、製茶工場については、国の補助事業を活用し、整備支援に取り組みます。

また、茶園が荒廃地とならないよう、意欲ある経営体に対する茶園の継承・集積を図ることはもとより、経営の複合化に向け、野菜など他作物の導入を促進するとともに、管理が困難な茶園については、他作物への転換を進めます。

(ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進

- 「人・農地プラン」の策定を契機とした地域での話し合いを活発化させることを通じて、農地中間管理事業を活用した担い手への茶園の集積・集約化を図り、生産効率の高い基盤づくりを推進します。
- 茶園の集積・集約化に合わせ、機械化に対応できる茶園の造成や作業道、防霜ファン等の整備に取り組み、効率的な生産に取り組める茶園づくりを進めます。
- 経営体における効率的な茶業経営の構築に向け、中心的な品種であるやぶきたに加え、需要に即した優良な早生・晩生品種の導入を進めることで、作期分散による作業の分散化や品質の向上を図ります。
- 茶園の改植にあたっては、経営体における経営タイプなども踏まえた上で、被覆特性等、早晚性、耐病虫性などを効率化するため、茶園の集約

化と合わせて取り組みます。

○肥料や農薬等の生産コストの軽減及び収益の向上につなげるため、消費者等のニーズに合った「きらり31」「せいめい」「さえあかり」等の高品質かつ多収性や耐病性などの特性を備えた品種を導入に取り組みます。

○消費者の安全・安心な農産物への関心の高まりに対応するとともに、持続的生産体系の構築を図るため、IPM（総合的病害虫・雑草管理）を基本とした防除を推進するとともに、農薬散布量の削減に資する技術の普及に取り組みます。

○収量や品質の向上、省力化と合わせ、飲料メーカー等との連携による契約栽培により、生産者の経営の安定化を図るため、ドリンク用に適した品質や収量の安定化につながる栽培技術の実証・普及に取り組みます。

○気象災害に備えるため、基本的栽培技術の励行（干ばつに強い土づくりや再萌芽を防ぐ秋整枝の深さ指導）や防霜ファンの整備・更新を促進します。また、突然の気象災害へのリスク対応として、収入保険制度や農業共済の活用を促進します。

(イ) 茶栽培・加工における機械・施設の導入

○経営体における茶栽培に必要な管理機や製茶工場の各種機械について、経年に伴う更新や機能向上に加え、製茶工場の再編を図るため、国の交付金事業等を活用しながら、整備を促進します。

(ウ) スマート茶業技術等の研究開発・実証普及

○茶園管理の省力化・効率化を図るため、スマート技術として、茶園のリモート管理技術や生育・摘採・防除の適期予測技術の研究開発・実証普及に取り組みます。

○スマート農機の導入を促進するとともに、スマートフォンやタブレット端末を活用した作業管理ツールにより、栽培管理の効率化を図ります。

(エ) 耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入促進

○茶園が荒廃地とならないよう、「人・農地プラン」の策定を契機とした集落における話し合いや農地中間管理事業の活用を通じ、新規就農者を含む意欲ある経営体への茶園の集積・集約化を促進します。

○茶業経営の安定・継続を図るため、野菜など他作物の導入による複合経営を促進します。また、複合経営が進む環境整備として、JA等と連携しながら、栽培管理や共同出荷の体制整備を図ることで、産地化等をめ

ざします。

○産地において、茶の生産を継続することが難しいと判断した茶園については、耕作放棄地とならないよう、他品目への転換を促進します。

取組方向 I - 1 - 4 多様なニーズに対応できる生産体制の整備

ライフスタイルの変化等により、茶に対する消費者ニーズは簡便化志向や本物志向、健康志向など多様化しています。

そのため、こうした消費者ニーズを汲み取り、販売に取り組む国内外の実需者と連携しながら、茶の生産体制の整備を促進します。

(ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備

○リーフ茶としての販売のみならず、ドリンク原料向け、食品加工用抹茶向けなどそれぞれの用途別茶に求められる品質に対応しつつ、収量の向上やコスト削減を図ることにより、収益を確保できる生産体制の整備に取り組みます。

○消費者の簡便化志向や本物志向、健康志向などに対応するため、実需者等と連携しながら、伊勢茶のティーバッグや粉末商品、香り・味に特長的な品種や機能性を生かした茶商品の開発を促進します。

(イ) 輸出先国の残留農薬基準や消費者ニーズに対応した生産体制の構築

○実需者のニーズに合わせて、国内のみならず、海外を含めた多様な販路を確保できるよう、海外の残留農薬基準に沿った防除を実施できる茶園の拡大を図ります。

○使用する農薬が異なるなど輸出向けの茶園とそれ以外の茶園を区別する茶園のゾーニングや輸出先国の残留農薬基準に沿ったローテーション防除技術の実証に取り組みます。

○健康や環境の面から、海外でニーズが高い有機栽培茶については、海外への販路拡大に意欲的な生産者と輸出事業者等のマッチングを図りながら、県内における輸出モデルを創出するとともに、省力的な有機栽培技術の実証等に取り組むことで、慣行栽培からの転換を進め、面積拡大を図ります。

(ウ) 国際水準GAPの導入推進及び団体認証取得に係るDX

○生産者の経営改善や消費者の食の安全安心に対するニーズに対応するため、国際水準GAPの認証取得やGAPに基づく取組を促進します。

○産地として、栽培管理の平準化など内部統制機能の向上や生産者個々の負担となる審査費用の軽減につながるよう、国際水準 GAP の団体認証の取得を促進します。なお、団体認証の取得にあたっては、GAP 団体事務局における事務負担の軽減を図るため、参画する生産者からの栽培履歴などの各種資料の収集・作成などの事務作業において、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入を進めます。

取組方向 I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

めざす方向

伊勢茶の取引拡大を図るために、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、輸出における販売流通体制の整備を推進します。

① 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

- (ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化
- (イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大

② 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

- (ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備
- (イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

課題

- ・ 茶生産農家の減少、茶価の低迷にともなう取扱金額の減少など茶業を取り巻く環境が厳しくなる中、県内における茶の流通再編とともに、市場体制の強化が求められています。
- ・ 国内消費の拡大や海外への販売も見据えて、実需者からは生産者に対して、国際水準GAPや有機JAS認証取得が求められており、取引の拡大のためには積極的な認証取得が必要です。
- ・ 今後、海外に販路を拡大するにあたっては、取引先から、茶工場における衛生管理として、国際規格(FSSC22000等)の認証取得が求められることが予想されます。
- ・ 今後、拡大が予想される海外販路への対応として、県外の輸出事業者を経由した間接的な輸出については、輸出相手国の残留農薬基準に確実に対応するなど、選ばれる産地としての地位を確立することが必要です。
- ・ 産地からの直接輸出の増大を図るため、伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、輸出事業者と連携しながら、既存販路における取引数量の拡大や新たな販路の開拓が必要です。

具体的な取組内容

取組方向 I-2-1 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

伊勢茶の取引拡大を図るために、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、GAP や有機 JAS など国際認証の取得を進めながら、

国内外への販路拡大に取り組みます。

(ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化

○市場価格の維持・向上を図るため、取引方法の改善や市場の集約化などを含め、運営方法の合理化について、検討を進めます。

○市場において、GAPの仕組み等を活用しながら産地における栽培管理の状況を的確に把握するとともに、既存取引先への販売拡大や新規取引先の開拓等にその情報を生かすことにより、市場の斡旋機能の強化を図ります。

(イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大

○国内外における販売拡大に向け、実需者の求める国際水準GAPや有機JASの認証取得を促進します。

○GAPについては、生産者の負担となっている審査費用の軽減や産地における栽培管理の平準化など内部統制機能の向上につながるよう、団体認証の取得を促進します。

○米国向けに茶を直接輸出するにあたり、仕上げ茶加工の工程で必要となるFSMA(米国食品安全強化法)認証や衛生管理における信頼性を高めるFSSC22000(食品安全システム認証)等の認証取得を推進します。

取組方向 I - 2 - 2 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

(ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備

○茶市場において、輸出に的確に対応していくため、輸出向けの防除により生産された茶の情報を包括的に収集・把握する仕組みづくりに取り組むとともに、集出荷体制の整備など輸出に即応できる体制づくりを進めます。

(イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

○伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、輸出事業者と連携し、既存販路における輸出量の拡大を図るとともに、新たな輸出販路の開拓により産地から直接輸出できる体制の構築に取り組みます。

○伊勢茶産地の輸出対応力の強化に向け、伊勢茶輸出プロジェクトの取組で得られた、輸出先国ごとの課題や嗜好、求められるロットや品質などを産地にフィードバックし、海外のニーズに合わせられるよう、生産体制の構築・強化を図ります。

取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

めざす方向

関係機関と連携し、伊勢茶のPRや食育活動の推進、歴史・文化を通じた茶の魅力発信等を実施し、消費拡大を図ります。

- ①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大
- ②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案
 - (ア) 多様なニーズに対応した消費拡大
 - (イ) 茶の機能性を生かした需要の開発
- ③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進
- ④県外における伊勢茶の認知度向上
- ⑤食育活動の推進
- ⑥伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

課題

- ・ 県内において、伊勢茶の新たな需要を開拓し、消費拡大を図る必要があります。
- ・ 需要の創出と消費拡大を図るため、簡便化志向や健康志向など多様化する消費者ニーズに対応した伊勢茶の商品の開発を促進する必要があります。
- ・ 伊勢茶の県内外における認知度は依然として低い状況から、消費者における、伊勢茶に接する機会を増やすとともに、関心を高められるよう、効果的な情報発信に取り組む必要があります。
- ・ 地域の食文化やお茶の文化の継承に向け、お茶の淹れ方教室や茶摘み体験などを含めた食育活動を展開し、生活の中で緑茶が飲用される機会の拡大と定着を図ることが必要です。
- ・ 産地における歴史や手もみ茶製法といった茶にまつわる文化など、歴史ある伊勢茶産地ならではの特長を積極的に活用した情報発信や商品づくりを進めることができます。

具体的な取組内容

取組方向Ⅱ-1 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

- 伊勢茶の認知度向上に向けて、県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の職員が伊勢茶営業マンとなり、率先して消費拡大運動の展開を推進します。
 - ・様々な機会をとらえ、地産地消として、県民に対する伊勢茶の情報発信に取り組むことで、茶の消費拡大を促します。
 - ・消費者による茶の購入段階において、伊勢茶を選択し購入していただけるよう、関係者が一丸となって、伊勢茶の特長や品質の高さをPRする機会を増やすなど、伊勢茶の露出度を高めていきます。

取組方向Ⅱ-2 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

多様な伊勢茶商品やお茶に関するサービスが提供されることで、消費者の選択の幅が広がるよう、意欲的な事業者による消費者のニーズに合った茶の飲み方や楽しみ方の提案を促進します。

(ア) 多様なニーズに対応した消費拡大

- 生産者、茶商、小売事業者等において、一番茶等を活用した高級ティーバッグや粉末茶などマイボトルの活用につながる伊勢茶商品や伊勢茶を活用した新たな加工品やサービスの創出を促進します。また、こうした取組を積極的に発信することにより、意欲的な事業者による魅力的なお茶の楽しみ方の提案などの取組を促進します。
- 令和3年度に開始した伊勢茶マイボトルキャンペーンを通じて、県内企業に提案した簡便で本格的な伊勢茶の楽しみ方等を、さらに多くの県民への浸透を図るために、伊勢茶を愛飲していただいている消費者を「伊勢茶アンバサダー」に任命し、SNS等により、伊勢茶の楽しみ方や商品・サービス等に関する情報を発信していく取組を進めます。
- 観光事業者とも連携し、産地において、茶摘み体験や茶工場の見学、伊勢茶の歴史・文化などに触れる機会を提供するお茶ツーリズムを通じ、産地と消費者との交流を促進します。

(イ) 茶の機能性を生かした需要の開発

- 食品の健康に関する機能性への消費者の関心が高まっていることから、カテキンをはじめとした茶の機能性に関する情報を積極的に発信していきます。
- 伊勢茶の特長を生かしながら、消費者ニーズに対応した機能性を有する商品の開発を推進します。特に、おおい茶に多く含まれるテアニンには、リラックス効果や集中力向上等の作用があることが知られており、これらの機能性を活かした高付加価値商品づくりに向けた研究開発を推進します。

取組方向 II-3 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

- 伊勢茶マイボトルキャンペーン等を展開する中、県内の量販店や伊勢茶認証店、地物一番協力店舗などと連携し、伊勢茶商品の販売や消費者ニーズに関する意見交換を適宜行いながら、購買シーンにおいて、消費者に伊勢茶を選んでいただけるよう、継続的に伊勢茶のPRに取り組みます。
- 飲用向けの商品としての販売だけでなく、食品事業者と連携した加工品への伊勢茶利用とともに、飲食店や観光事業者等による伊勢茶や伊勢茶を活用した料理、サービスの提供を促進し、消費者が伊勢茶に触れる機会の拡大を図ります。

取組方向 II-4 県外における伊勢茶の認知度向上

- 生産者や日本茶インストラクターと連携し、三重テラス等において、产地の紹介を交えたお茶の淹れ方教室等を実施するなど、伊勢茶の魅力を発信します。
- 県外のホテル、レストランのほか、飲食事業を手掛ける交通関連企業など様々なチャンネルを活用して、消費者が伊勢茶に触れる機会を増やし、県外での伊勢茶の認知度向上を図ります。

取組方向 II-5 食育活動の推進

- 親と子どもが美味しいお茶の淹れ方や楽しみ方を学び、家庭でお茶に親しむことは、茶の消費拡大はもとより、将来の茶文化の継承につながることから、学校を中心にさまざまな場面において、伝統的な急須でのお

茶の淹れ方とともに、ティーバッグを活用した簡易な方法での美味しいお茶の淹れ方も併せて教える体験イベント等の実施に取り組みます。

○小学校の児童を中心に、さまざまな年代の県民における品質の高い茶産地を有する県としての誇りを醸成するため、本県の茶産地や茶園・茶工場の状況、伊勢茶の歴史など、伝統ある地域の產品や産業として、伊勢茶を学ぶ機会の拡大を図ります。

取組方向Ⅱ-6 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

三重県のお茶の歴史は古く、江戸時代には全国をリードするお茶の大産地となっており、伊勢商人の手で江戸をはじめ東北地方にまで販売されていたことや、外国との貿易が始まると日本茶輸出について指導的な立場であったことなど、日本全体の茶生産において重要な役割を担ってきました。こうした産地の歴史や茶道等の文化、地域に残る茶にまつわる食文化などを知ることは伊勢茶や郷土の愛着につながることから、県民への情報発信に取り組みます。

○伊勢茶の歴史や偉人・史跡・文化などについて、冊子やインターネット等により、消費者や小売事業者、観光事業者等に分かりやすい形で提供していきます。また、学校においても、伊勢茶の歴史等を学習する機会を設けることを働きかけていきます。

○亀山市や志摩市の紅茶、熊野地域で生産される特徴的な番茶や茶粥など、歴史に紐づくお茶や県内各地に残る食文化について、観光資源として情報発信とともに、歴史や食文化を生かした商品やサービスを創出する取組を促進します。

○萬古焼や伊賀焼といった伝統的な工芸品などと連携しながら、さまざまな機会を通じて急須でお茶を楽しむスタイルを伝統文化の魅力とともに発信していきます。

○県民における伊勢茶への愛着を高めるため、博物館等において、伊勢茶の歴史、文化を親しみやすく、かつ、わかりやすく伝える企画展示などの情報発信に取り組みます。また、伊勢茶の文化、歴史に関する資料の収集、保存に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進

計画に基づく取組については、県をはじめ、三重県茶業会議所、三重茶農業協同組合、JA全農みえ、JA、市町などが連携し、オール三重で推進します。

特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組みます。

1 産地構造改革プロジェクト

生産者の所得安定・向上等を図るため、農林水産（農政・農林）事務所、中央農業改良普及センターは、JA、市町、三重県農林水産支援センター等と連携して、農地の集約化、野菜など新品目の導入による複合経営化などの地域の課題に合わせたテーマを設定し、課題解決に向けたモデル実証等に取り組みます。

具体的には、農林水産（農政・農林）事務所、中央農業改良普及センターが推進主体となり、地域の茶産地の課題を設定した上で、課題に合わせてJA、市町、三重県農林水産支援センター等、プロジェクト構成メンバーを選定し、取組計画を策定します。

取組計画の実践にあたっては、プロジェクト検討会の開催、集落での検討会開催、実証圃の設定等を通じて、課題解決に取り組みます。

【産地構造改革プロジェクト】

●地域プロジェクトメンバー

推進主体：農林水産（農政・農林）事務所・中央農業改良普及センター
構成員：市町、JA、農林水産支援センター、JA 全農みえ、三重茶農協

●プロジェクトの取組

①取組計画の策定

地域課題の整理、プロジェクトチームの編成、取組計画の検討
(テーマ例)

- ・「人・農地プラン」を活用した担い手の明確化と茶園の集約
- ・輸出対応防除に係る茶園のゾーニング
- ・複合経営に向けた野菜等新規品目の導入 等

②計画の実践

プロジェクト検討会の開催、集落での検討会開催、実証圃の設定 等

●中央プロジェクトメンバー

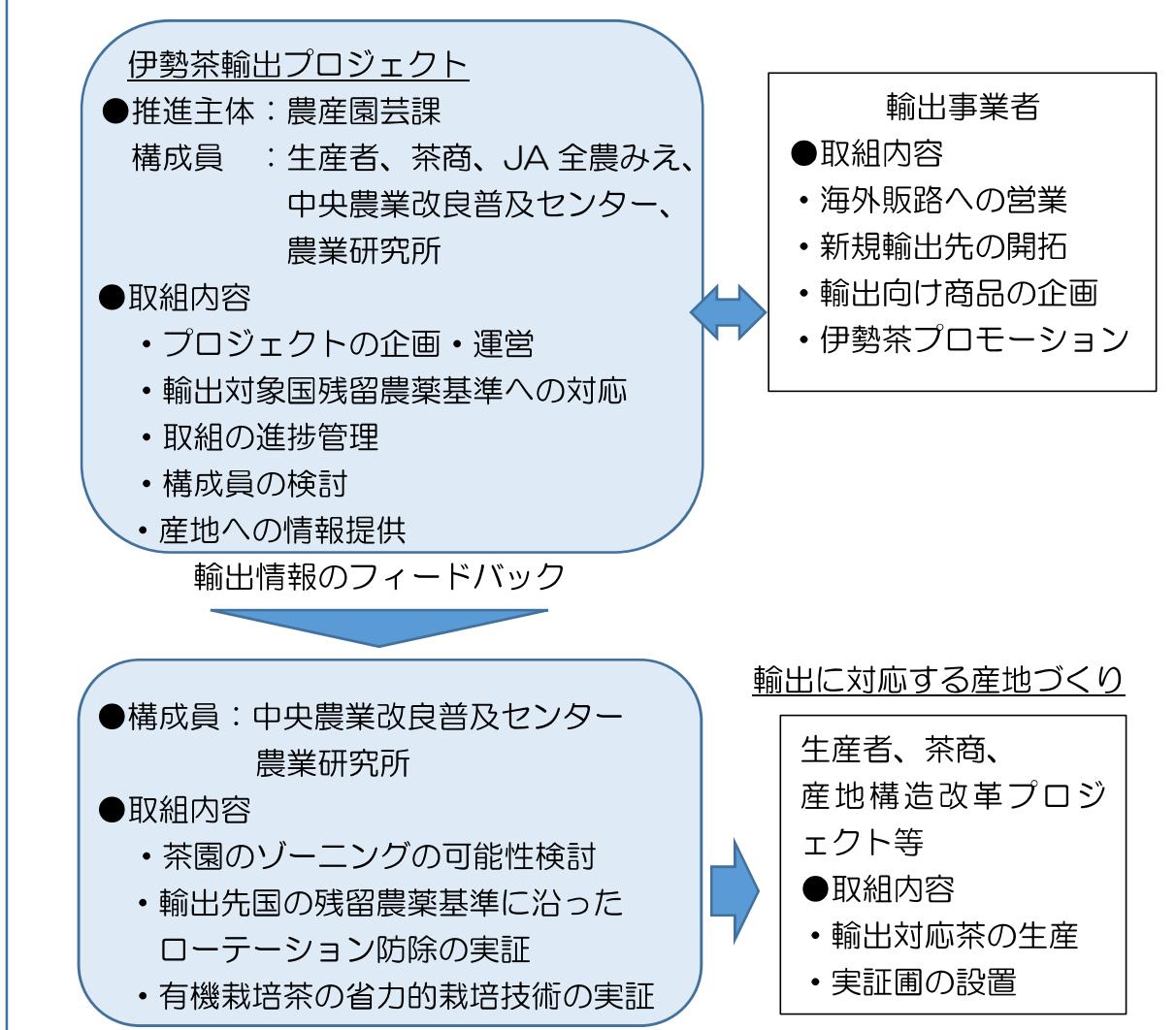
構成員：農産園芸課、担い手支援課、中央農業改良普及センター
取組内容：プロジェクト運営支援、取組の進捗管理 等

2 伊勢茶輸出促進プロジェクト

県が構成員となっている「伊勢茶輸出プロジェクト」において、輸出事業者と連携しながら産地からの直接輸出の拡大に取り組みます。輸出にあたっては、商品としての輸出のみでなく、現地食品企業やレストラン、カフェチェーン等と連携するなど、大ロットでの原料輸出にも取り組みます。

伊勢茶輸出プロジェクトの取組をモデルとし、輸出に関する要件や海外ニーズ等については産地にフィードバックし、産地の輸出対応力の強化に生かします。

【伊勢茶輸出促進プロジェクト】



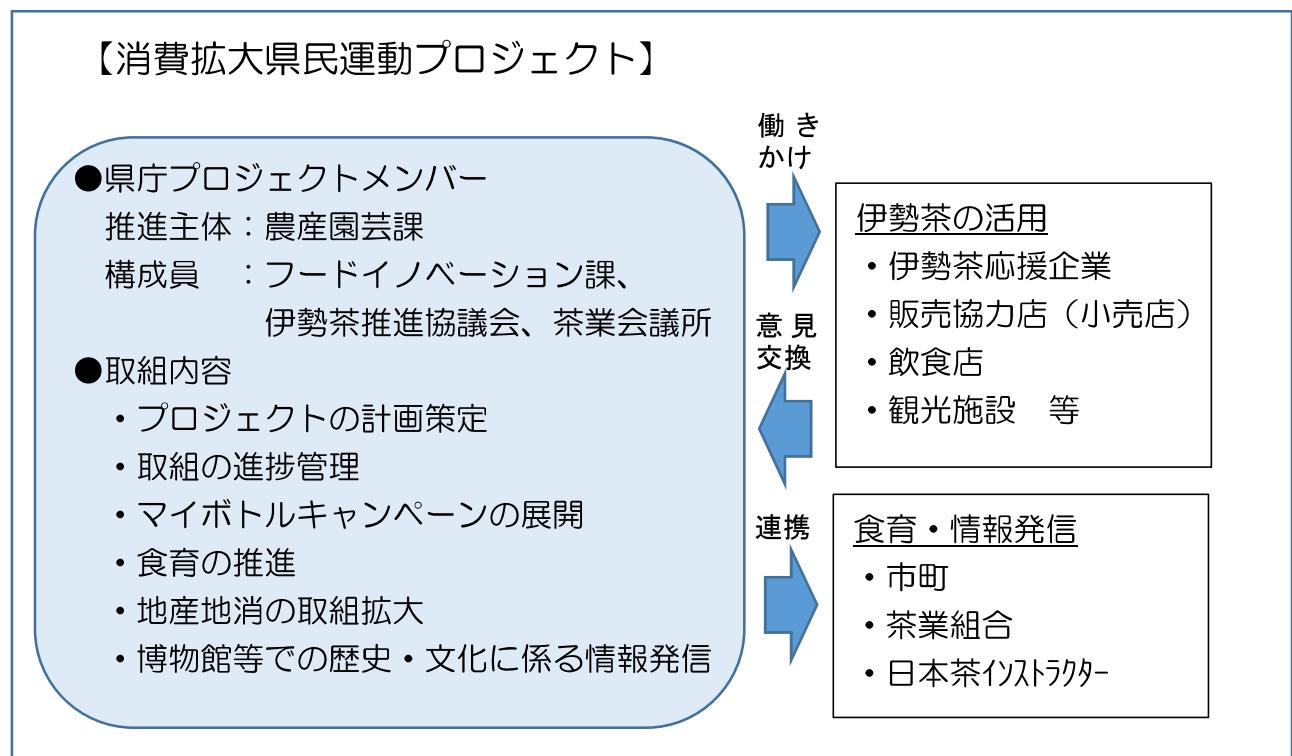
3 消費拡大県民運動プロジェクト

令和3年度にスタートした伊勢茶マイボトルキャンペーンについて、マイボトルで伊勢茶を楽しむスタイルの定着化を図るために、量販店などの店舗で魅力的な伊勢茶の新商品が販売されるよう生産者や茶商、小売店等からの商品創出を推進します。

また、県民が伊勢茶に接する機会を増やすため、飲食や観光など様々なシーンで伊勢茶商品やサービスが提供されるよう、小売店、飲食店、観光事業者等に伊勢茶活用を働きかけていきます。

さらに、歴史・文化など伊勢茶ならではの価値を県民に広く認知してもらうとともに、茶の種類や美味しい飲み方などの伊勢茶としての魅力を伝え、茶の主産地であることを誇りに感じてもらう取組を推進します。

【消費拡大県民運動プロジェクト】



2 進捗管理の実施

J A全農みえ、三重茶農業協同組合、三重県茶業会議所、県（中央農業改良普及センター、三重県農業研究所、農産園芸課）などで構成する伊勢茶振興計画推進検討会（仮）を設置し、毎年度、評価を行うとともに、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の活用により、取組の改善・見直しなどを進めていきます。